

1. はじめに

平成 14 年 8 月に企業会計審議会より、固定資産の減損に係る会計基準(以下、減損会計基準)が、平成 15 年 10 月に企業会計基準委員会より、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、適用指針)が公表され、平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されています。

本解説シリーズでは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に当たっての留意事項を解説します。なお、文中の意見に関する部分は私見であることをお断り申し上げます。

2. 減損会計の意義

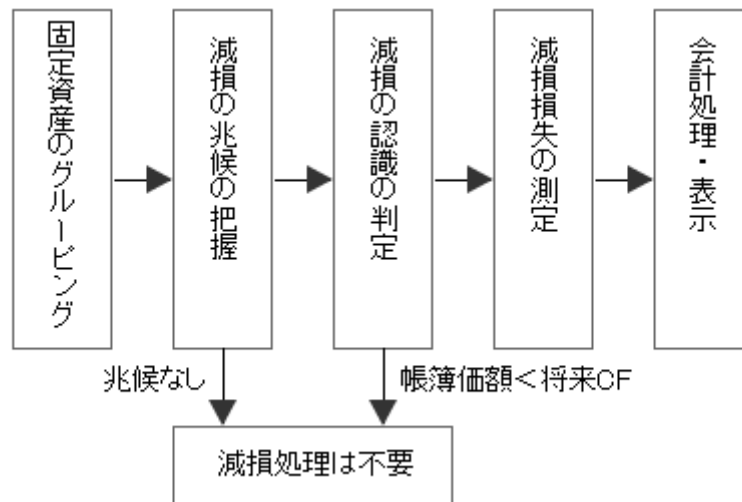
固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理です。

減損損失を認識するかどうかの判定には、将来キャッシュフローを見積もる必要があります。企業にとって資産または資産グループがどれだけの経済的な価値を有しているかの算定を行うため、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定および予測に基づいた将来キャッシュフローの見積りが要求されます。

3. 減損会計の流れ

減損会計は、対象となるすべての固定資産について回収可能性を検討するわけではありません。減損の兆候が生じている資産または資産グループについて、回収可能性を検討し、減損を認識し、測定します。

<減損会計の流れ>



(1) 資産のグルーピング

減損会計では、減損損失の認識・測定を行う単位としての、資産グループを決定する必要があります。資産グループとは、ほかの資産グループのキャッシュフローから概ね独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位です。

(2) 減損の兆候

減損の兆候とは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象のことで、「固定資産の減損に係る会計基準」では次の4つを例示しています。

- ① 資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュフローが継続して赤字となっているか、あるいは、継続して赤字となる見込みであること
- ② 資産または資産グループの使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させるような変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること
- ③ 資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したかまたは悪化する見込みであること
- ④ 資産または資産グループの市場価格の下落

(3) 減損損失の認識の判定

資産グループから得られる割引前将来キャッシュフローの総額が帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識します。

(4) 減損損失の測定

減損損失が認識された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額(※)まで減額し、当該減少額を当期の損失として減損損失を認識します。

※回収可能価額

回収可能価額とは、資産または資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいいます。使用価値とは、資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュフローの現在価値です（「固定資産の減損に係る会計基準注解 注 1」）。

1. 適用の対象は固定資産

「減損会計基準」の適用対象となる資産は固定資産であり、有形固定資産としては、土地、建物(本社、工場など)、機械装置および建設仮勘定などが対象となります。無形固定資産としては、のれんや借地権などが対象であり、投資その他の資産としては長期前払費用に計上されている権利金などが対象となります。

減損会計基準の対象資産 ~ 『固定資産の減損に係る会計基準』以外の基準において評価方法が規定されている資産は減損会計基準の対象外となる(基準→)~

対象となる資産

有形固定資産
-土地
-建物
-設備

無形固定資産
-のれん
-特許権

投資その他の資産
-長期前払費用

対象とならない資産

金融資産
「金融商品に係る会計基準」にて規定

繰延税金資産
「税効果会計に係る会計基準」にて規定

前払年金費用
「退職給付に係る会計基準」にて規定

販売用ソフトウェア
「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」にて規定

2. 所有権移転外ファイナンス・リースも適用対象

「リース取引に関する会計基準」により、所有権移転外ファイナンス・リース取引において、原則的な会計処理を採用した場合には、貸借対照表に計上されたリース資産につき、他の固定資産と同様に、「減損会計基準」を適用することとなります。また、例外的に認められている賃貸借処理を採用している場合も「減損会計基準」の対象です。

3. 他の基準に定めがある資産は適用対象外

「減損会計基準」の適用対象となる資産はすべての固定資産ですが、「減損会計基準」とは別途の会計基準に減損処理に関する定めがある資産については、「減損会計基準」の適用対象外となります。減損会計基準の適用対象外となる資産は以下のとおりです。

- ① 「金融商品に係る会計基準」における金融資産
- ② 「税効果会計に係る会計基準」における繰延税金資産
- ③ 「研究開発費等に係る会計基準」において無形固定資産として計上されている市場販売目的のソフトウェア
- ④ 「退職給付に係る会計基準」における前払年金費用

また、長期前払利息など財務活動から生ずる損益に関する経過勘定項目も対象資産から除かれます。

4. 市場販売目的のソフトウェアと減損会計

市場販売目的のソフトウェアは減損会計基準の適用対象外です。他の基準に減損処理に関する定めがある資産に該当するためであり、研究開発費等に係る会計基準においては、未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用または損失として処理することとされます。

1. 資産のグルーピング

(1) グルーピングを行う単位

資産のグルーピングは、他の資産または資産グループのキャッシュフローから概ね独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位で行います。

グルーピングの方法で減損損失の計上額が異なる

以下のような4つの資産グループがあったとします。グルーピングの方法(ア)から(ウ)の違いによって減損損失に計上される金額が異なってきます。

(ア) 各資産を1つのグループとする場合

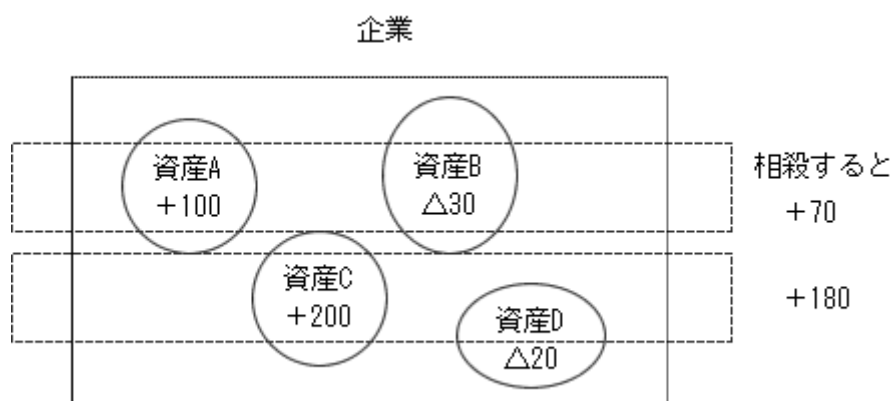
資産Bと資産Dから減損損失が計上されることとなります。

(イ) 資産Aと資産Bを同じグルーピングとする場合

減損損失が計上されないこととなります。

(ウ) 資産Cと資産Dを同じグルーピングとする場合

減損損失が計上されないこととなります。



2. グルーピングにおける基本的な考え方

資産のグルーピングは、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位などを考慮してグルーピングの方法を定めることとなります。具体的には、次のような点に留意してグルーピングを行います。

- ① 収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュフローが生じている必要はありません。つまり、内部振替価額や共通費の配分額であっても、合理的なもの

であれば含まれます(※1)。

- ② 賃貸不動産などの1つの資産において、一棟の建物が複数の単位に分割されて、継続的に収支の把握がなされている場合でも、通常はこの1つの資産がグルーピングの単位を決定する基礎になります。
- ③ グルーピングの単位を決定する基礎から生ずるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性等によって、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であり、当該単位を切り離れたときには他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、当該他の単位とグルーピングを行います(※2)。

※1 内部振替価額

内部振替価額とは、例えば次の図に示すような、社内における工場と営業所の損益を算定するために設けた社内価格のことです。減損会計では、基本的に収入と支出の両方を把握している単位を識別しますが、図のような場合、直接的には営業部に帰属するキャッシュ・イン・フローを工場にも帰属するものとして取り扱うこととしました。

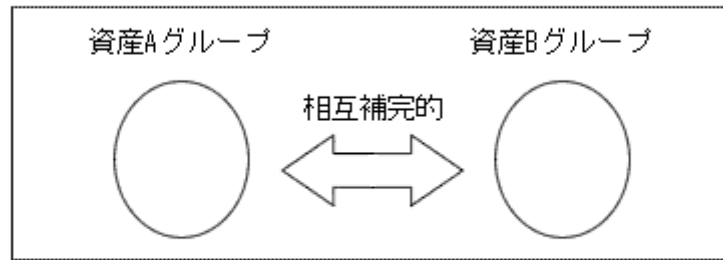
<内部振替価額>



※2 相互補完的

相互補完的とは、複数のグルーピングの単位を決定する基礎が生み出す製品やサービスの性質、市場などに類似性等があり、それらから生ずるキャッシュ・イン・フローが相互に補完的な影響を及ぼしあっている場合をいいます。この場合、補完関係にある複数の単位を一体としてグルーピングすることが適当です。会社の管理状況にもよりますが、液晶テレビとプラズマテレビの関係などは、相互補完的な関係にあるかもしれません。

企業



一体としてグルーピング

3. 資産のグルーピングと遊休資産の関係

(1) 遊休資産

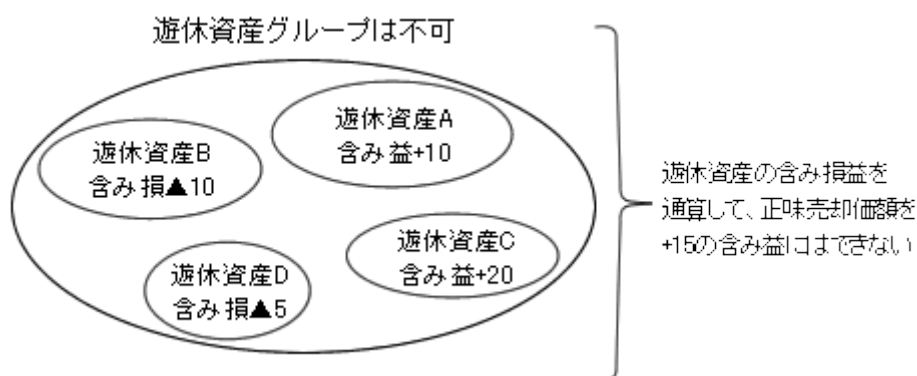
遊休状態とは、企業活動にほとんど使用されていない状態をいい、また、そのような状態にある資産を遊休資産といいます。この遊休資産のうち、将来の使用が見込まれていないもので重要なものについては、他の資産または資産グループとは別の資産グループとして取り扱うことが適当です。

(2) 遊休資産の回収可能価額

遊休資産の回収可能価額については、将来の使用が見込まれていないということから、使用価値はゼロであることが推定されるので、通常、回収可能価額は、正味売却価額となります。

(3) 遊休資産というグルーピングは可能か

処分の意思決定を行った重要な資産や、廃止の意思決定を行った事業に係る重要な資産、将来の使用が見込まれていない重要な遊休資産は、これらを「遊休資産」としてグルーピングすることはできません。



4. セグメント情報との関係

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(以下、適用指針)」では、連結財務諸表における資産グループは、どんなに大きくとも、事業の種類別セグメント情報における開示対象セグメントの基礎となる事業区分よりも大きくなることはないと考えられる(「適用指針」第73項)としています。

減損会計における資産グループが、事業の種類別セグメント情報における開示対象セグメントの基礎となる事業区分を超える場合がまったくないとは考えられていません。セグメント間取引が存在し、セグメント間に相互補完的な関係が生じている場合などは、大きな単位で資産グループを形成することがあるかもしれません。

5. 連結の見地からの見直し

連結財務諸表は、企業集団に属する親会社および子会社が作成した個別財務諸表を基礎として作成されます。また、連結財務諸表においても、原則として、個別財務諸表における資産グループが用いられます。しかし、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う単位の設定などが複数の連結会社を対象に行われており、連結財務諸表において、他の資産または資産グループのキャッシュフローから概ね独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位が各連結会社（在外子会社を含む）の個別財務諸表における資産のグルーピングと異なる場合には、連結財務諸表においてグルーピングの単位が見直されることとなります。

この結果、個別財務諸表で認識し計上した減損損失を、連結財務諸表においては、減損が生じていないとして、戻し入れの処理を行うことも考えられます。例えば、連結グループが機能別に構成されている（製造子会社、流通子会社、販売子会社など）ものの、連結上の管理は製品別等で行われている場合は、会社の法人格を超えて資産グループが形成されることが想定されるため、連結上資産グループが見直されることが考えられます。

減損の兆候とは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象のことです。減損の兆候がある場合には、当該資産または資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。企業は、通常の企業活動において実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な情報に基づき、減損の兆候がある資産または資産グループを識別します。減損の兆候としては、次のような事象が例示されています。

1. 資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュフローが継続して赤字となっているか、あるいは、継続して赤字となる見込みであること
2. 資産または資産グループの使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させるような変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること
3. 資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したかまたは悪化する見込みであること
4. 資産または資産グループの市場価格の下落

1. 営業活動から生ずる損益またはキャッシュフローが継続してマイナスの場合

(1) 営業活動から生ずる損益

資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュフローが、継続してマイナスとなっているか、または、継続してマイナスとなる見込みである場合に関して、「営業活動から生ずる損益」の把握は、基本的に企業が行う管理会計上の損益区分に基づいて行われます。

(2) 継続してマイナス

「継続して」は、当初、有価証券の減損処理や繰延税金資産の回収可能性にかんがみて3期程度を指すと考えられていましたが、減損の兆候の把握が行われるのは、対象資産すべてについて減損損失を認識するかどうかの判定を行うことが、実務上、過大な負担となる恐れがあることを考慮する必要があるため、減損の事象を過度に制限すべきではないと考え、おおむね過去2期が適当とされました。

ただし、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象という減損の兆候の意義にかんがみ、当期の見込みが明らかにプラスとなる場合は該当しないと考える

ことが適当です。

| 前々期 | 前期 | 当期 / 当期以降 | 減損の兆候 |
|------|------|-------------------|---------|
| マイナス | マイナス | - | 減損の兆候あり |
| マイナス | マイナス | 当期の見込みが明らかにプラス | 減損の兆候なし |
| - | マイナス | 当期以降の見込みが明らかにマイナス | 減損の兆候あり |

2. 使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合

(1) 事業の廃止または再編成

資産または資産グループが使用されている事業を廃止または再編成することは、一般に、減損の兆候となる資産または資産グループが使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、または、生ずる見込みである場合に該当します。ただし、新技術の開発に伴い従来よりも明らかに回収可能価額を増加させるために行われる事業の拡大などは、必ずしも減損の兆候には該当しないとされます。

(2) 予定よりも著しく早期に除却や売却などにより処分する場合

当初の予定よりも著しく早期に資産または資産グループを処分することは、減損の兆候に該当します。償却資産に関しては、当初の経済的使用年数の予定よりも著しく早期に資産または資産グループを処分することと考えられます。また、土地など非償却資産である場合には、例えば土壌汚染の恐れなどにより、当初の予定より早く処分することとなった場合などが考えられます。

(3) 異なる用途への転用

異なる用途への転用は、通常、資産または資産グループが使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化に該当する場合があります。もっとも、ある土地を平面駐車場から最有効使用と考えられる賃貸ビルへ転用した場合のように、従来よりも明らかに回収可能価額を増加させる事象などは、減損の兆候には該当しません。

(4) 遊休状態になり、将来の用途が定まっていない場合

資産または資産グループが遊休状態になり、将来の用途が定まっていない場合も、その使用範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化に該当し、減損の兆候が認められます。これには、例えば、設備の操業を停止し、その後の操業開始のめどが立っていない場合などが含まれます。

3. 経営環境の著しい悪化の場合

- (1) 材料価格の高騰や製・商品店頭価格やサービス料金、賃料水準の大幅な下落、製・商品販売量の著しい減少などが続いているような市場環境の著しい悪化
- (2) 技術革新による著しい陳腐化や特許期間の終了による重要な関連技術の拡散などの、技術的環境の著しい悪化
- (3) 重要な法律改正、規制緩和や規制強化、重大な法令違反の発生などの、法律的環境の著しい悪化

なお、上記3項目は、例示であるため、これら以外にも、経営環境の著しい悪化が認められるケースがあります。故に、個々の企業の状況に応じて判断する必要があります。

4. 市場価格の著しい下落の場合

- (1) 少なくとも市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合

「市場価格が著しく下落したこと」については、減損の兆候の把握が、対象資産すべてについて減損損失を認識するかどうかの判定を行うことが、実務上、過大な負担となる恐れがあることを考慮したことなどから、少なくとも市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合が該当するとされました。

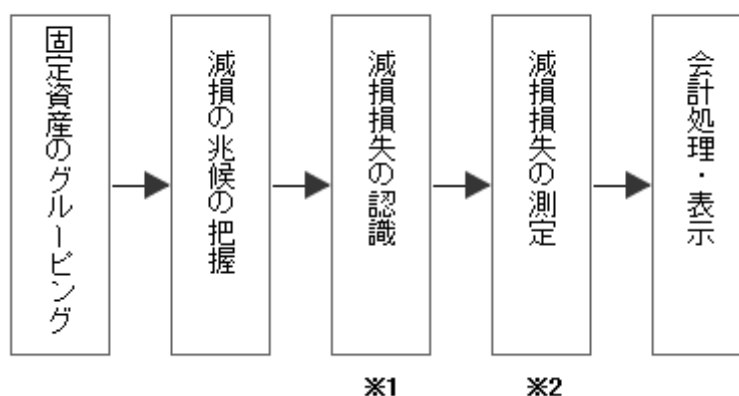
ただし、減損の兆候は、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象であって、その程度は必ずしも画一的に数値化できるものではありません。このため、50%程度以上下落していないときでも、30%ないし、40%の下落率であっても、例えば、処分が予定されている資産で、市場価格の下落により、減損が生じている可能性が高いと見込まれるときのように、状況に応じ個々の企業において判断することが必要な場合があることに留意します。

- (2) 市場価格が把握できない場合

一般に、固定資産については、市場価格が観察可能である場合は多くありません。このため、例えば、いわゆる実勢価格や査定価格などの評価額や、土地の公示価格や路線価など適切に市場価格を反映していると考えられる指標が容易に入手できる場合には、減損の兆候を把握するための市場価格とみなして使用し、資産または資産グループの当該価格が著しく下落した場合には、減損の兆候があるものとして扱うこととなります。

1. 減損損失の認識と測定の相違

減損会計のプロセス(第1回:減損会計の概要より再掲)



※1 減損損失の認識

まず、割引前将来キャッシュフローの総額が帳簿価額を上回っているかどうかの回収可能性テストを行います。資産グループから得られる割引前将来キャッシュフローの総額が帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識し、次の減損損失の測定のステップに移ります。

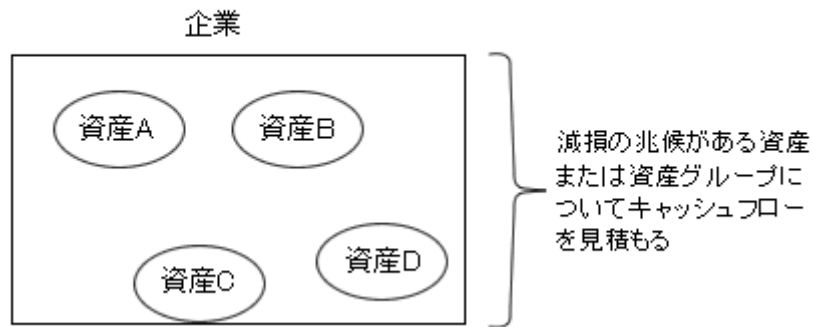
※2 減損損失の測定

減損損失が認識された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の損失として減損損失の金額を測定します。回収可能価額とは、資産または資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれかの高い方の金額と定義されています。使用価値の計算方法は、将来キャッシュフローを現在価値に割り引いて計算されます。

「認識」と「測定」の相違

次の図に示す資産Cグループのように、減損の兆候があっても、減損損失が認識されないような場合には、減損損失の測定は行いません。両者の違いは、減損損失の認識が割引前将来キャッシュフローを用いるのに対して、減損損失の測定は割引後将来キャッシュフローを用いるという点です。

キャッシュフローの見積り



減損損失認識までのステップ

| 資産または資産グループ | A: 損益報告・経営計画 | B: 減損の兆候 | C: 減損損失の認識 | 認識判定の結論 | D: 減損損失の測定 | 回収可能価額 |
|-------------|--------------|----------|--------------|---------|------------|--------------|
| 資産A | 減損の兆候の識別 | ある | 簿価 > 割引前将来CF | 減損あり | 回収可能価額まで減額 | 正味売却価額 |
| 資産B | 減損の兆候の識別 | ある | 簿価 > 割引前将来CF | 減損あり | 回収可能価額まで減額 | 使用価値(割引現在価値) |
| 資産C | 減損の兆候の識別 | ある | 簿価 < 割引前将来CF | - | - | - |
| 資産D | 減損の兆候の識別 | なし | - | - | - | - |

2. 減損損失の測定

(1) 概要

減損損失を認識すべきであると判定された資産または資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とします。各資産グループに係る減損損失の計算式は次のようになります。

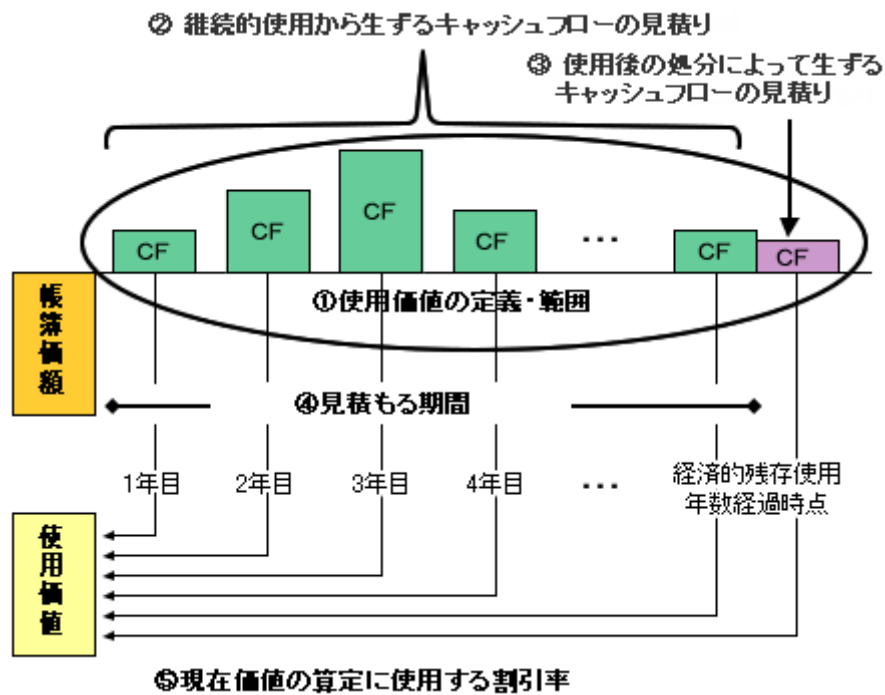
$$\text{減損損失の金額} = \text{帳簿価額} - \text{回収可能価額}$$

(2) 使用価値の算定

使用価値は、資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュフローの現在価値として算定されます。

使用価値の計算要素

- ① 将来キャッシュフローの定義・範囲
- ② 継続的使用から生ずる将来キャッシュフローの見積り
- ③ 使用後の処分によって生ずる将来キャッシュフローの見積り
- ④ キャッシュフローを見積もる期間
- ⑤ 現在価値の算定に使用する割引率



(3) 減損損失の配分

資産グループについて認識された減損損失は、合理的な基準により、資産グループの構成資産に配分されます。合理的な基準の例示として、次の2つの方法が挙げられています。

- ① 帳簿価額に基づいて比例配分する方法
- ② 各構成資産の時価を考慮して配分する方法

減損損失の配分

帳簿価額に基づいて比例配分する方法を採用したケース

$$\text{帳簿価額} - \text{回収可能価額} = \text{減損損失}$$

| 資産グループに 属する資産 | 減損計上前 帳簿価額 | 減損損失 配分額 | 差引:減損処理後 帳簿価額 |
|------------------|---------------|--------------|------------------|
| 資産A | ¥5,000,000 | ¥3,261,749 | ¥1,738,251 |
| 資産B | ¥1,200,000 | ¥782,820 | ¥417,180 |
| 資産C | ¥300,000 | ¥195,705 | ¥104,295 |
| 資産D | ¥450,000 | ¥293,557 | ¥156,443 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 資産Z | ¥260,000 | ¥169,811 | ¥90,389 |
| 合計 | ¥459,876,000 | ¥300,000,000 | ¥159,876,000 |

減損処理前の帳簿価額に基づき比例配分

1. 回収可能価額の基本的な考え方

回収可能価額とは、資産または資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額と定義されていますが、通常は使用価値の方が正味売却価額より高いと考えられています。これは、仮に使用価値よりも売却価額の方が大きければ、保有して使用するよりも売却を選択する行動に出るであろうという考え方に基づいています。

この考え方によると、必ずしもすべての資産につき、正味売却価額を算定する必要はないこととなります。つまり、使用価値の金額の方が大きいことが判明している場合は、回収可能価額は使用価値になるため、使用価値の算定だけを行えばよいからです。正味売却価額を算定する必要がある場面として考えられるのは例えば次のような場合です。

- 稼働率の低下や本来の目的以外の使用に供して、使用価値よりも正味売却価額の方が高いと想定される場合
- 処分がすぐに予定されている場合

2. 正味売却価額

正味売却価額とは、資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額と定義されます。

$$\text{正味売却価額} = \text{資産または資産グループの時価} - \text{処分費用見込額}$$

(1)時価の定義

資産または資産グループの時価は、原則として、市場価格ですが、市場価額が観察できない場合には、合理的に算定された価額が時価とされています。

①市場価格

時価とは公正な評価額をいい、通常、それは観察可能な市場価格をいいます。市場価格は、市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場と考えられています。固定資産において、観察可能な市場価格が存在する場合は多くはないですが、観察可能な市場価格が存在する場合には、当該市場価格に基づく価額が時価とされます。

②合理的に算定された価額

市場価格が観察できない場合、合理的に算定された価額が時価となります。合理的に算定された価額は市場価格に準ずるものとして、合理的な見積りに基づき、次のような方法で算定されます。

■ 不動産の場合

「不動産鑑定評価基準」に基づき算定します。ただし、同基準に基づき、自社における合理的な見積もりが困難な場合には、不動産鑑定士の鑑定評価結果をもって、合理的に算定された価額とすることができます。

■ 不動産以外の固定資産の場合

コスト・アプローチ、マーケット・アプローチおよびインカム・アプローチによる見積方法が考えられます。また、資産等の特性等によりこれらのアプローチを併用または選択して算定します。

コスト・アプローチ

同等の資産を取得するに要するコスト(再調達原価)をもって評価する方法

マーケット・アプローチ

同等の資産が市場で実際に取引される価格をもって評価する方法

インカム・アプローチ

同等の資産を利用して将来において期待される収益をもって評価する方法

インカム・アプローチに基づく具体的な評価方法としては、直接還元法や割引キャッシュフロー(DCF)法などがあります。

(2) 処分費用見込額について

処分費用見込額は、類似の資産に関する過去の実績や処分を行う業者からの情報などを参考に、現在価値を見積ります。重要性が乏しい場合には、将来時点に生ずると見込まれる処分費用額を現在価値に割引く必要がないことに留意しますが、実務的には過去に行った処分の実績等の取引から見込むこととなります。

(3) 将来時点の正味売却価額

将来時点における正味売却価額は、当該時点以後の一期間の収益見込額を、その後の収益に影響を与える要因の変動予測や予測に伴う不確実性を含む当該時点の収益率(最終還元利回り)で割り戻した価額から、処分費用見込額の当該時点における現在価値を控除して算定します。ただし、将来時点の正味売却価額を算定することが不可能な場合には、現在の正味売却価額(償却資産の場合には適切な減価額を控除した金額)を用いることができます。

3. 使用価値

使用価値は、資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると

見込まれる将来キャッシュフローの現在価値として算定されます。

(1) 継続的使用から生ずる将来キャッシュフローの見積り

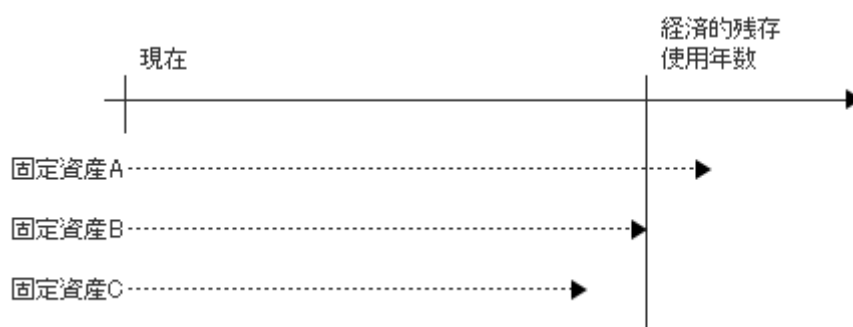
使用価値の算定に際して継続的使用から生ずる将来キャッシュフローを見積る場合は、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定および予測に基づいて見積ることになります。

(2) 使用後の処分によって生ずるキャッシュフローの見積り

使用後の処分によって生ずるキャッシュフローは、将来時点の正味売却価額として算定します。

(3) キャッシュフローを見積もる期間

使用価値の算定のために将来キャッシュフローを見積もる期間は、資産の経済的残存使用年数または資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数を用います。



固定資産 A に関するキャッシュフロー

点線の矢印は、経済的残存使用年数を経過した時点で、なおも使用の用に供することができることを示します。経済的残存使用年数を経過した時点でもそれだけの価値が残っていることを示すため、経済的残存使用年数経過時点におけるキャッシュ・イン・フローを見込むこととなります。

固定資産 B に関するキャッシュフロー

この場合は、経済的残存使用年数を経過した時点において価値がないことを示します。将来時点における売却価額はゼロとなることが多いと思います。

固定資産 C に関するキャッシュフロー

この場合は、経済的残存使用年数を経過する前に価値がなくなることを示します。この場合は、生産活動を継続するための固定資産 C に代わる設備投資に関するキャッシュ・アウト・フローを見込むこととなります。

1. 将来キャッシュフローの見積り

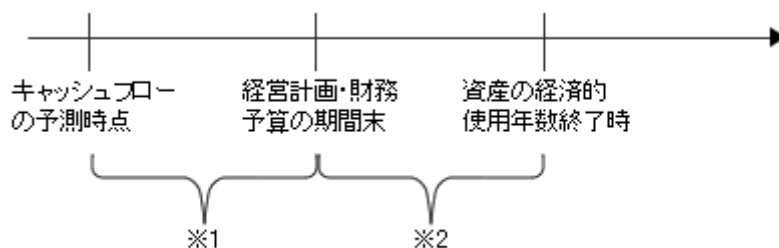
企業は、取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報(例えば、予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売上見込みなど)を統合的に修正し、各資産または資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して将来キャッシュフローを見積ることが必要です。留意すべきことは、資産グループのうち何を主要な資産とするかという点と、主要な資産の経済的残存使用年数に基づく将来キャッシュフローの見積期間です。

主要な資産

資産グループの将来キャッシュフロー生成能力にとって、最も重要な構成資産のことをいいます。減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュフローの総額を見積る期間は、この主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方です。

2. 経営計画、財務予算等の利用可能性

取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値とは、実務的には企業が作成する経営計画、財務予算、財務予測が該当することになります。さらに、内部管理目的の損益報告や事業の再編等に関する経営計画などの内部情報や、経営環境や資産の市場価格などの外部情報に基づいて作成された資料も利用可能と考えます。



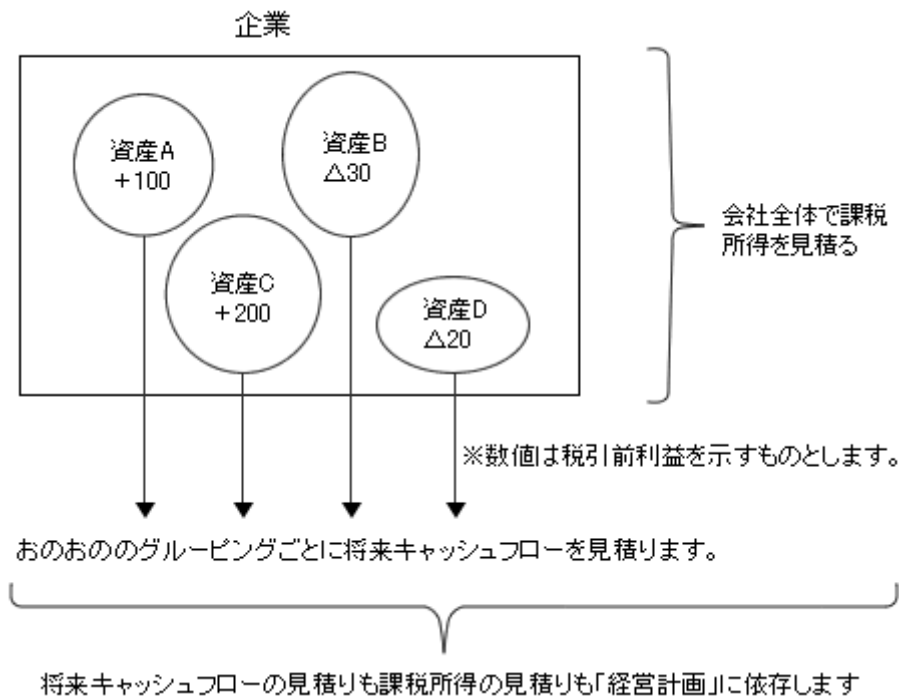
※1: 経営計画・財務予算等でキャッシュフローを見積ります。

※2: 成長率等を用いて推定することになります。

3. 税効果会計との整合性

税効果会計と減損会計の共通点は、将来の利益数値を見据えて会計処理を行うという

点です。相違するのは、税効果会計が会社全体を見積りの単位とするのに対し、減損会計はグルーピングを行った単位で見積りを行うということです。このため、両者の整合性には十分な注意を払うべきと思われます。



4. 将来キャッシュフローの見積期間に関する整理

- ① 主要な資産の経済的残存使用年数が 20 年を超えない場合
経済的残存使用年数経過時点における資産または資産グループ中の主要な資産の正味売却価額を、当該経済的残存使用年数までの割引前将来キャッシュフローに加えます(適用指針 18 項(1))。
- ② 主要な資産の経済的残存使用期間が 20 年を超える場合
21 年目以降に見込まれる将来キャッシュフローに基づいて算定された 20 年経過時点における回収可能価額を 20 年目までの割引前将来キャッシュフローに加えます(適用指針 18 項(2))。
- ③ 主要な資産以外の構成資産の経済的残存使用年数が、主要な資産の経済的残存使用年数を超えない場合
構成資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の正味売却価額を、主要な資産の経済的残存使用年数までの割引前将来キャッシュフロー(当該構成資産の経済的残存使用年数が 20 年を超えるときには 21 年目以降に見込まれる将来キャッシュフロー)に加えます(適用指針 18 項(3))。

④ 主要な資産以外の構成資産の経済的残存使用年数が、主要な資産の経済的残存使用年数を超える場合

主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の回収可能価額を、①のときには主要な資産の経済的残存使用年数経過時点までの割引前将来キャッシュフローに加算し(意見書四 2. (2))、②のときには、21 年目以降に見込まれる将来キャッシュフローに加えます。

1. 割引率の決定方法

減損処理では、現時点での固定資産の回収可能性を検討するため、当該固定資産の使用に伴って見積られる将来キャッシュフローを現在時点まで適切に割り引く必要があります。また、使用価値を算定する際には、資産または資産グループから獲得される将来キャッシュフローがその見積値から乖離(かいり)するリスクを将来キャッシュフローまたは割引率のいずれかに反映させなくてはなりません。

見積値から乖離するリスクが、将来キャッシュフローの見積りに反映されていない場合には、貨幣の時間価値に加え、将来キャッシュフローがその見積値から乖離するリスクを割引率に反映することになります。

2. 4つの割引率

適用指針では、使用価値の計算に使用できる割引率の例示として次の4つを挙げています(適用指針45項)。

- ① 当該企業における当該資産または資産グループに固有のリスクを反映した収益率
- ② 当該企業に要求される資本コスト
- ③ 当該資産または資産グループに類似した資産または資産グループに固有のリスクを反映した市場平均と考えられる合理的な収益率
- ④ 当該資産または資産グループのみを裏付け(いわゆるノンリコース)として大部分の資金調達を行ったときに適用されると合理的に見積られる利率

また、これらの4つを総合的に勘案したものをを用いることも可能とされています。

3. 留意事項

- ① 割引率は、減損損失の測定時のものであること(適用指針43項)
回収可能価額としての使用価値は、現在から将来にわたる回収可能性を反映したものとして計算されるため、使用価値の計算は、今後生じると見込まれる将来キャッシュフローに、現時点の割引率を用いて計算します。
- ② 税引前の割引率を用いること(適用指針43項また書き)
将来キャッシュフローが税引前の数値であることから、割引率も税引前の数値を用いる必要があります。

③ 複数の割引率の使用について(適用指針 44 項)

割引率は、実務上は単一のものが使用されることが考えられますが、将来キャッシュフローが見積られる期間の中のある期間とほかの期間とで、将来キャッシュフローが、見積値から乖離するリスクや貨幣の時間価値が相違することも考えられます。このような場合には、異なる期間について異なる割引率を設定し、複数の割引率を使用することも可能です。

④ 連結の見地からグルーピングが見直される場合(適用指針 47 項)

連結財務諸表において、連結の見地から個別財務諸表における資産のグルーピングが見直される場合には、個別と連結とで資産グループが異なる以上、それぞれの収益性が異なることが考えられます。連結の見地からグルーピングが見直される場合には、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う単位の設定等が複数の連結会社を超えて設定され、見直された後の資産グループの収益性が、個別の場合とは別に把握されていると考えられます。よって、連結の見地からグルーピングが見直される場合には、割引率も見直される必要があります(適用指針 128 項)。

⑤ 注記事項としての割引率(適用指針 58 項(5))

割引率は、損益計算書の注記事項として開示されます。

⑥ 将来キャッシュフローが外貨建ての場合(適用指針 35 項)

使用価値の算定において見積られる将来キャッシュフローが外貨建ての場合は、外貨建ての将来キャッシュフローを当該通貨に関して算定された割引率によって現在価値に割り引いた後、当該外貨建ての将来キャッシュフローの現在価値につき、減損損失測定時の為替相場により円換算することで、円建ての使用価値を算定します。

1. 共用資産の定義

共用資産とは、複数の資産または資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産のことで、本社の建物や試験研究施設などの全社的な資産のみならず、複数の資産または資産グループに係る福利厚生施設や開発、動力、修繕、運搬等を行う設備なども該当します。共用資産に係る減損の判定および測定は次のような原則的な方法と代替的な方法の二通りがあります。

(1) 原則的な方法

共用資産とその共用資産が将来キャッシュフローの生成に寄与している資産グループを含む、より大きな単位でグルーピングを行う方法

(2) 代替的な方法

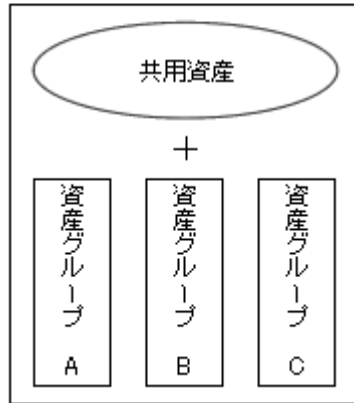
共用資産の帳簿価額を各資産グループに配分して、配分後の各資産グループについて減損損失の認識と測定を行う方法(※)

※一般に、共用資産の帳簿価額を合理的な基準で各資産または資産グループに配分することは困難であると考えられるため、共用資産を含むより大きな単位または共用資産自体に減損の兆候がある場合の、共用資産に係る減損損失を認識するかどうかの判定および減損損失の測定は、共用資産が関連する複数の資産または資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で行います。

共用資産に係る減損の判定のグルーピングのイメージ

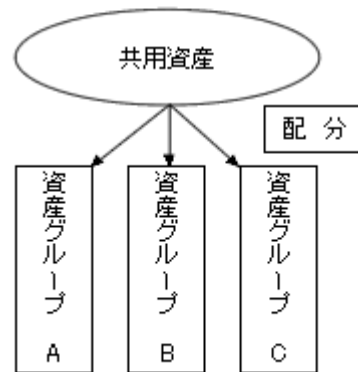
■原則的な方法

共用資産が関連する資産または資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位



■代替的な方法

共用資産の帳簿価額を合理的な基準で各資産または資産グループに配分



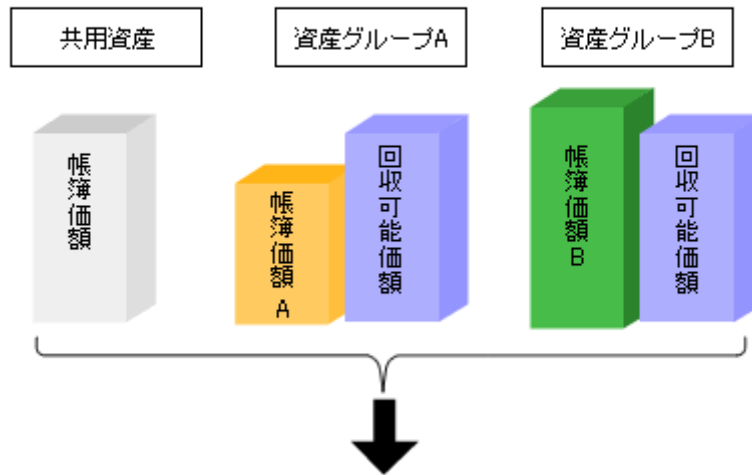
2. 共用資産に係る減損損失の配分

共用資産を加えることによって算定される減損損失の増加額は、共用資産に配分しますが、共用資産に配分される減損損失が、共用資産の帳簿価額と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合には、当該超過額を各資産または資産グループに合理的な基準により配分します。

ここでいう合理的な基準ですが、帳簿価額に基づく比例配分の方法のほか、各構成資産の時価を考慮した配分等の方法が合理的と認められる場合には、各資産または資産グループの帳簿価額と回収可能価額の差額の比率等により配分する方法が考えられます。

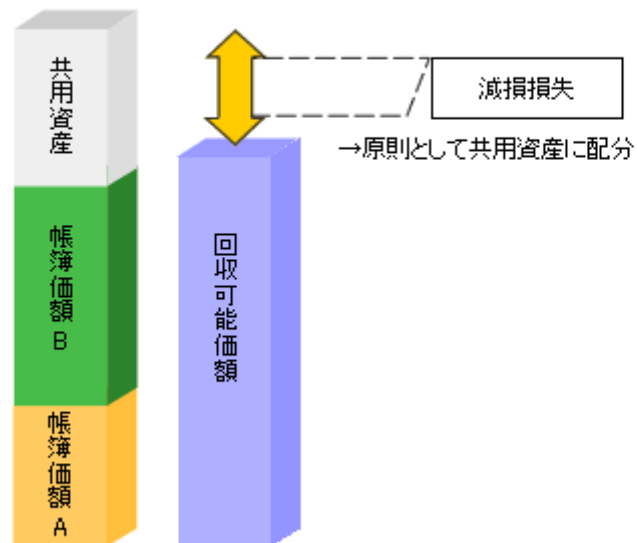
原則的な方法

【第1プロセス】



【第2プロセス】

共用資産を含むより大きなグループで減損の判定および測定



3. のれん

(1) のれんの定義

のれんとは、被取得事業または取得した事業の取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額をいい、当該金額がマイナスとなる場合には、負ののれんといいます。減損会計においては、正ののれん(借方残高)のみが適用対象となります。

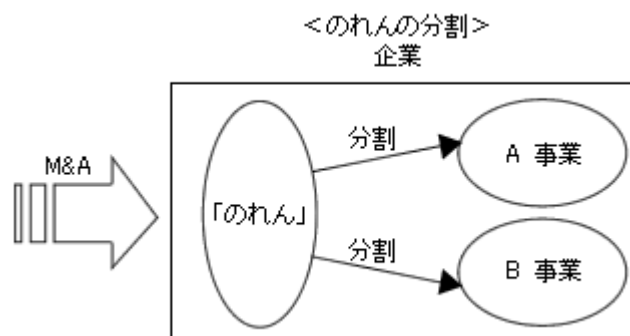
引き継がれる会社の資産・負債(時価)



(2) のれんの分割

のれんが認識される営業譲受や合併等の取引で、取得した事業が複数の場合には、のれんの帳簿価額を合理的な基準に基づき各事業に分割する必要があります。のれんを分割し帰属させる事業の単位は、取引の対価が概ね独立して決定され、かつ、取得後も内部管理上独立した業績評価が行われる単位であることが求められており、通常、資産グループよりは大きく、開示対象セグメントの基礎となる事業区分と同じか小さくなると考えられています。

- ① 取得された事業の取得時における時価の比率に基づいて行う方法
- ② 取得した事業の取得時における時価と当該事業の純資産(資産総額と負債総額の差額)の時価との差額の比率に基づいて行う方法



③ 減損会計における取扱い(会計基準ニ 8)

のれんについても、その他の資産と同様に、減損の兆候がある場合に、減損の認識の判定を行い、減損が認識された場合には、減損損失を計上することとなります。ただし、のれんは、共用資産と同様に、単独で将来キャッシュフローを生み出すものではなく、他の資産グループの将来キャッシュフロー生成に間接的に寄与する資産であるので、当該他の資産グループにかかわらせて、減損会計を適用する必要があります。

減損会計におけるのれんの取扱いについては、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位でグルーピングを行う方法と、のれんの帳簿価額を関連する資産グループに配分して、配分後の各資産グループについて減損損失の認識と測定を行う方法があります。

1. 減損処理後の減価償却費の計上に関する基本的な考え方

減損処理を行った資産についても、減損損失を控除した後の帳簿価額を取得原価として減価償却を行います(減損会計基準 三 1 および 2)。従って、減損損失を控除した帳簿価額から残存価額を控除した金額を、企業が採用している減価償却の方法に従って、規則的、合理的に配分することになります(第 134 項および第 135 項)。

(1) 残存価額と残存耐用年数の見直し

減損処理後の帳簿価額を取得原価として、減損処理後の減価償却が実施されることとなりますが、その計算要素として確認しなくてはならないのが残存価額と残存耐用年数の二つです。

残存価額 → 耐用年数到来時において予想される当該資産の正味売却価額(※1)

残存耐用年数 → 減損処理後の経済的残存使用年数

※1

減損処理の測定を行った際に、将来の売却価額を見積っているため、その金額を残存価額とします。つまり、減損損失の測定を行う際の将来における正味売却価額は、将来キャッシュフローの構成要素となるだけでなく、その後の減価償却計算における残存価額を同時に決定していることに留意してください。

また、固定資産台帳における残存耐用年数および残存価額は、

- ① 両方とも見直す場合
- ② どちらか一方のみを見直す場合
- ③ どちらも見直さない場合

の 3 通りが考えられます。私見ですが、減損処理後の減価償却の実施に際しては、残存耐用年数は見直さず、残存価額をゼロに修正するケースが多いのではないかと考えています。

(2) 減価償却計算における留意点

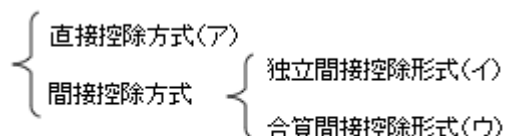
- ① 減損損失を計上した後の減価償却費は、減損損失を控除した帳簿価額を取得原価として行われること
- ② 残存価額は耐用年数到来時において予想される当該資産の正味売却価額(おおむねゼロと推定される)とすること

- ③ ③①の減損損失を控除した帳簿価額から、残存耐用年数および見直し後の残存価額を前提とする償却率で以後の減価償却を行うこと

2. 開示

(1) 貸借対照表上の表示

減損処理を行った資産の貸借対照表における表示は、次の3通りがあります。



< 貸借対照表上の表示 >

| (ア)直接控除方式 | (イ)独立間接控除形式 | (ウ)合算間接控除形式 |
|-----------|---|---|
| 建物 80 | 建物 300 減損損失累計額△120 減価償却累計額△100 80 | 建物 300 減損損失累計額および 減価償却累計額 △220 80 |

(2) 損益計算書の注記

重要な減損損失を認識した場合には、損益計算書(特別損失)に係る注記事項として、以下の項目を注記します。

- ① 減損損失を認識した資産または資産グループについては、その用途、種類、場所などの概要
- ② 減損損失を認識するに至った経緯
- ③ 減損損失の金額および主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
- ④ 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
- ⑤ 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨および時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨および割引率